

西武文理大学

平成 26 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 27 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

西武文理大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、西武文理大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学は、建学の精神として「学識と技術の錬磨」「報恩の精神」「不撓不屈の精神」を掲げ、「すべてに誠を尽くし、最後までやり抜く強い意志を養う」を教育方針とし、「誠実・信頼・奉仕」を学訓として明確に示し、これらを具体化したホスピタリティ教育の日本における先駆けとして、創立以来一貫して教育実践に努力している。また、建学の精神、教育方針、学訓は、日本初のサービス経営学部の名称や大学運営、教育内容に貫かれ、一貫して個性、特色ある教育を全学で推進するとともに、学内外に簡潔かつわかりやすく示されている。加えて、学内においては廊下や教室に掲示するなど、あらゆる機会を使って積極的な告知、浸透に努力している。

「基準2. 学修と教授」について

入学者選抜は適切に行われ、学部単位では、ほぼ適切な学生数が維持されている。教育課程の編成方針のもと、特色ある教育課程が編成、実行され、一人ひとりの学生を大切にした学修支援体制が組まれている。「学習・キャリア支援センター(LCC)」は利用率が高く、学修支援とキャリアサポートの両面から機能している。就職支援は「ホンキの就活講座」「就勝塾」「少人数の強化支援学習会」などの特色ある取組みで、高い就職率の保持につながっている。授業評価アンケートを実施し、結果を教員本人に通知するとともに、全教員が「授業改善計画書」を作成し、「FD活動報告書」で授業評価アンケート分析結果と「授業改善計画書」を公表している。両学部ともに設置基準上の必要な教員数は満たしている。校地・校舎の面積は設置基準を満たし、全ての建物は、耐震基準に対応している。

「基準3. 経営・管理と財務」について

経営方針、教学目標を教職員の全体研修で示し、また設置校ごとの目標を定めている。理事会は適正に開催され、経営に関する日常業務は常務理事が分担して行っている。また、設置校及び事務局の役職者で構成される学園運営委員会が具体的な行動計画を協議して業務の執行・管理を行っている。学長統括の全学教授会と学部教授会が置かれ、学部教授会にも学長が適宜出席するなど学長のイニシアティブが発揮されている。全学教授会及び学部教授会は教育サービス協議会と呼称し、学生本位の教育推進に努めている。各教授会には課長以上の職員も構成員として参加し、委員会にも所属することで教職協働による運営が進められている。理事長・学長兼務を生かし、経営・教学の一体の運営を進めている。幹部職員が稟議（りんぎ）書の目的・プロセスの妥当性、必要性、有効性について審査する「稟議書審査会」を実施している。職員数は業務量に比して不足しており、安定的な管

理運営、教学運営のため適切な人員確保が必要である。中期予算計画を策定し、計画的財政運営で収支バランスを改善し、安定した財政基盤が確立されている。

「基準 4. 自己点検・評価」について

学長を委員長とする自己点検・自己評価委員会が置かれている。そのもとに、複数の自己点検・自己評価専門部会を設置し、各委員会と連携して現状把握のための調査とデータ収集・分析を行い、エビデンスに基づいた自己点検・評価を実施している。自己点検・評価結果を次の改善につなげる取組みも整っており、大学運営の改善、授業の質向上に反映させている。

総じて、建学の理念とその徹底によって、法を順守し、高い規範意識を持った運営が行われている。理事長・学長のもと、強いリーダーシップで運営がされているが、他方、職員参加も進んでおり、2学部体制のもとで、さらに運営システムを整備し、教育の質向上、教職員体制の充実が進められることを期待したい。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」については、基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

大学は、建学の精神として「学識と技術の錬磨」「報恩の精神」「不撓不屈の精神」を掲げ、「誠実・信頼・奉仕」とわかりやすく明確に学訓で示し、これらを具体化し、日本におけるホスピタリティ教育の先駆けとして、創立以来一貫して教育実践に努力している。

建学の精神、使命・目的は、寄附行為、学則など関係規則に明確に規定化されている。

また、教育目的は、日本初のサービス経営学部の名称や大学運営、教育内容に貫かれ、学内外に簡潔かつわかりやすく示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学は、人を思いやり、温かくもてなし、ともに感動を味わおうとする「ホスピタリティ精神」の養成を核としていることを個性・特色としている。創立以来「ホスピタリティ精神」を大学の中心軸とし、サービス経営学部、看護学部ともに「豊かな人間性を持つ、実践的で柔軟な職業人の育成」を教育目標に掲げている。

建学の精神、使命・目的とその明示、具体化と推進は、学校教育法や設置基準など法令の示す精神に適合している。

使命・目的をホスピタリティという現代的な課題に発展させ、学部増設、カリキュラム改革など大学の発展に合わせて進化・充実させている。

【優れた点】

○「ホスピタリティ精神」を大学の中心軸とし、使命・目的を学部名称、カリキュラムポリシー、授業科目、教育内容に貫き、一貫して特色ある教育を全学で推進してきた点は高く評価できる。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び3つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

「学園新年会」「創立記念顕彰会」は、教職員の一般研修と位置付け、「学園の歴史」を配付し、理事長講話や理事の講演、また、建学の精神、教育方針、学訓を全員で唱和するなど使命・目的の浸透に努めている。

学内においては、建学の精神、教育方針、学訓が廊下や教室の掲示板などに掲示され、また、学外には大学案内、入学試験要項、学生便覧や履修要綱、ホームページなど多様な媒体で、学内外に積極的に伝えている。

建学の理念・目標を実現するための中長期的計画については、平成 28(2016)年の創立 50 周年までの策定を目指して、現在、理事会での審議を開始している。

使命・目的は、教育研究組織の編制や運営に強く反映されている。

【優れた点】

○建学の精神、教育方針、学訓を廊下や教室に掲示するなど、あらゆる機会を使って積極的な告知、浸透に努力している点は高く評価できる。

【参考意見】

○使命・目的と関連付け、三つのポリシー（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）を体系的に一覧できるように、更に整備を進められたい。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

入学者受入れの方針はアドミッションポリシーとして入学試験要項やホームページに掲載され、明確に周知されている。入学者受入れの方針に沿った入試形態と募集定員も明確化されており、アドミッションポリシーに沿った適切な方法によって入学者選抜が実施されている。

入学定員及び収容定員は充足しており、学科ごと、学年ごとにみると在籍数の過不足があるものの、全学的にはほぼ適切な学生数が維持されている。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

建学の精神、教育方針、学訓、ホスピタリティ教育からなる教育理念を踏まえた教育課程の編成方針は履修要綱などに明確に示されている。また、教育課程の編成方針のもと、特色ある教育課程が編成されている。

サービス経営学部では、各学年に設けられたキャリア開発、インターンシップ、「サービス・ラーニング」など、独自に設定された科目でキャリア開発科目とゼミナール方式の授業による学びの統合を意図したキャリア開発が行われている。

講義とアクティブラーニングなどの体験型学修を有機的に関連させ、大学教育の質の転換が具体的な形で実施されている。

ヒューマンサービスセンターは、地域社会との関係強化を図りつつ、新しい学びの機会となっており、地域連携にも効果を挙げている。

【参考意見】

○単位制度の実質化の観点から、看護学部でキャップ制を定めていない点、サービス経営学部でのキャップ制の上限が高く設定されている点は検討が望まれる。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

「ホスピタリティ精神」のもとに、それを具現化すべく教員、職員が協働し、一人ひとりの学生を大切に学修支援体制が組まれている。特に、「学習・キャリア支援センター」は、専任のアカデミックアドバイザースタッフが配置され、学生との密な関わりが行われている。

サービス経営学部では教育サービス委員会、看護学部では教務委員会が中心となって個別かつきめ細かな学修支援が行われている。

FD(Faculty Development)委員会による授業評価アンケートをもとにした授業改善にも取り組んでいる。

サービス経営学部では、正規の授業の中に位置付けられたチュードントアドバイザー制度(SA)があり、上級生にとってはコーチングの学修、下級生にとっては、大学での学修や生活への適応を促進し、上・下級生の交流にも成果を挙げている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

成績評価方法については履修要綱の中で全ての科目について明確に示され、単位認定を

行っている。

進級要件、修了要件に従って、適正に進級・卒業の判定がなされている。

GPA(Grade Point Average)制度を導入し、本人・保護者に通知して学修成果を促し、また教員は自己管理及び履修指導に役立てるなど適正に活用されている。

【参考意見】

○成績評価や GPA の活用については規定されているものの、学部によって成績評価基準の運用に相違が見られるので、学則の規定に従って統一的な運用がなされることが望まれる。

○成績評価方法は全ての科目について示されているが、一部の科目において成績評価基準が示されていない点などについて見直しが見られる。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

サービス経営学部では、教育課程内の取組みとしてインターンシップを正課の授業として実施しており、教育課程外での取組としては、「キャリアサポート委員会」が中心となって社会的・職業的自立を支援している。看護学部では「キャリア開発委員会」が中心となり教育課程外のキャリア支援を行っている。また、国家試験対策としては、国家試験対策委員会を組織してその指導に取組んでおり、良好な合格率を達成している。両学部ともに、教育課程内外を通じて社会的・職業的自立に関する指導のために体制の整備を行っており、成果が上がっている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

両学部とも教育目的の達成状況の点検・評価のために授業評価アンケートを実施している。授業評価アンケートでの項目設定や実施方法、回収方法についても工夫しており、教育目的の達成状況の点検・評価方法を開発している。

サービス経営学部では、授業評価アンケート結果を教員本人に通知するとともに、全体の傾向を教授会で報告している。これを受けて学部の全教員が「授業改善計画書」を作成

し、「FD 活動報告書」で授業評価アンケート分析結果と「授業改善計画書」を公表している。これらにより、教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての評価結果のフィードバックを行っている。看護学部は取組みにやや遅れが見られるが、サービス経営学部と同様の取組みを行っており、教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての評価結果のフィードバックを計画している。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

経済的困難への対応として独自の奨学金制度を設けている。専任カウンセラーを置く学生相談室を設置し、多岐にわたる学生の相談事項に対応しており、保健室には看護師が常駐している。「学生相談室だより」を発刊して学生が相談しやすい環境づくりに努めるとともに、教職員用にも配付して問題を有する学生の把握に努めている。これら活動を通して学生生活の安定の支援を行っている。

学生生活全般に関する調査を実施し、学生サービスに関する学生の意見・要望を把握・分析し、検討結果の活用を行っている。特に、不満が多かったバスの運行については、更にアンケートを実施し、学生の要望に応える運行システムを開発し、サービス改善に反映させている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

両学部ともに設置基準上の必要な教員数は満たしている。任期制を前提とした採用を原則として公募により行っている。昇任についても学部で若干の仕組みの違いがあるものの、適切に教員評価を行い実施している。FDについては、「FD 委員会規程」に基づくFD委員会を主体として毎年、積極的に取組んでいる。

教養科目については、サービス経営学部の教員が担当し、サービス経営学部と看護学部の教養教育を実施している。

【参考意見】

- 看護学部では、専任教員の年齢構成に偏りがあり是正が望まれる。
- 全学的な教養教育は運営上の管理などを「教育サービス委員会」が担っているが、内容と実施体制についてより一層の充実が望まれる。

2-9 教育環境の整備

- 2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理
- 2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

設置基準を十分に満たす校地、校舎面積を有し、全ての校舎及び体育館は耐震基準に対応する建物である。必要な設備、実習施設などの教育環境は整備され、営繕、警備、清掃については、業者に委託し適切に運営し、管理している。サービス経営学部ではスキル向上に向けた配慮を要する演習形式の授業や語学、簿記の授業については人数設定を行っている。看護学部では技術習得を目的とする演習形式の授業においてクラスを二つに分けて、別時間帯でそれぞれに同じ項目を教授するなどの工夫によって授業を行う学生数の適切な管理を行っている。

【参考意見】

- キャンパス内での段差や階段などのバリアフリー化についての検討が望まれる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

経営の規律や誠実性については、「西武文理大学倫理綱領」や「文理佐藤学園組織運営規程」、就業規則で明文化し、これを共有し、また遵守義務を定めている。

学校教育法、私立学校法、設置基準など関係法規を遵守し、使命・目的の実現へ継続的努力をしている。

使命・目的の実現のための経営方針、教学目标を教職員の全体研修などで明確に示し、設置校ごとの目標を定め、教職協働でその実行を図っている。

「文理の森」構想によるクスノキの植樹など環境保全に努めている。

「西武文理大学倫理綱領」「倫理委員会規程」「文理佐藤学園個人情報保護規程」「学校法人文理佐藤学園公益通報等取扱規程」などを整備し、「セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」も改定を進めるなど環境、人権、安全への配慮を行っている。「文理佐藤学園危機管理規程」や災害対応マニュアルを制定し、防災訓練も実施している。

平成 26(2014)年 7 月に「文理佐藤学園情報公開規程」「情報公開に関する細則」を制定し、大学ポータルへの情報掲載にも積極的に取組み、ホームページでも各種情報の公表に努めている。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

理事は、学内理事と学外理事がバランスよく任命され、寄附行為に定められた経営の基本事項が審議・決定されている。

理事会で決定された方針に基づき、日常的経営業務は、理事長のもと、常務理事が分担、執行している。

理事会の基本方針に基づき、設置校及び事務局の役職者で構成される学園運営委員会が具体的な行動計画を協議、理事長を補佐して業務の執行・管理を行っている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

全学的な基本事項を審議する学長統括の全学教授会と学部教授会が置かれ、権限と責任

を明確化、学部教授会にも学長が適宜出席するなど学長のイニシアティブが発揮されている。

学部運営は、サービス経営学部では「運営推進会議」が、看護学部では学部長が直轄して行っている。全学教授会及び学部教授会は教育サービス協議会と呼称し、学生本位の教育推進に努めている。

全学及び学部教授会には課長以上の職員も構成員として参加している。また、委員会の全てに職員が所属し、教育課程の編成や教学運営においても職員が専門職として深く関与するなど教職協働による運営が進められている。

理事長と学長が兼務であることから、経営組織、教学組織の双方を直接統括することで、経営と一体となった学長のリーダーシップが強く発揮されている。学長は、全学教授会、自己点検・自己評価委員会を直轄するとともに、学部運営にも直接・間接に関与し、事業計画、人事計画などの推進を図っている。

【優れた点】

○あらゆる教学組織に職員が構成員として参画し、教育課程の編成、教学運営に専門職として深く関与するなどの教職協働による運営は評価できる。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長・学長兼務を生かし、法人と大学がコミュニケーションをとって、円滑な意思決定と運営を進めている。

監事が現場に出かけ現状を把握し、理事長や理事、設置校責任者と月数回面談し職務遂行や業務運営について意見交換している。

事業計画が目指す目標の実現のため、幹部職員が、稟議（りんぎ）書の目的・プロセスの妥当性、必要性、有効性について審査する「稟議書審査会」を設置している。

使命・目的の浸透を柱とする理事長の強いリーダーシップ、大学における学長の直接統括による事業遂行は強力に進められている。同時に「学園運営委員会」の試行的開始や職員参加による合議制など、ボトムアップの取組みも行っている。

【優れた点】

○幹部職員が、稟議（りんぎ）書の目的・プロセスの妥当性、必要性、有効性について審査する「稟議書審査会」の取組みは、情報共有としても効果があり、高く評価できる。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

法人本部が組織運営と財務・人事全体を所管し、そのもとで、大学の業務運営については、大学事務局が具体的な執行や運営に責任を負っている。引続き安定的な管理運営体制を整備し、学生満足度の向上に資する教学運営を行うための職員の人員・体制の充実と更なる資質・能力向上に期待したい。

職員の資質向上として全職員対象の研修会を年 2 回実施している。また、新人研修や管理職対象の合宿研修、テーマ別研修なども企画し、実施している。さらに外部セミナーへの派遣研修や OJT にも取り組んでいる。

3-6 財務基盤と収支

- 3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立
- 3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

平成 25(2013)年度より中期予算計画策定に着手し、理事会の審議を経た上でその取組みを始動させている。

学部ごとの収容定員を満たしており、学生生徒等納付金収入は安定している。管理経費比率が全国平均を上回っているが、人件費比率は低く抑えられており、大学部門の直近 5 か年の帰属収支は黒字を維持している。小学校・中学校・高校部門は支出超過が大きいいため法人全体に影響を及ぼしているが、大学部門に加えて専門学校部門が好調に推移していることなどから法人全体の収支バランスは徐々に改善されつつある。

また、科学研究費助成事業や寄附金などの外部資金の獲得にも注力する一方、減価償却引当資産、施設設備引当特定資産など、将来の施設・設備への多額投資に備えての積立も行われており、安定した財政基盤が確立されている。

3-7 会計

- 3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準、「文理佐藤学園経理規程」「文理佐藤学園経理規程施行細則」などの法令及び諸規定に基づき適正に行われている。

予算の執行管理については、今年度より予算責任者が四半期ごとに予算執行額を集計して、その都度、進捗状況を把握し管理に努めている。補正予算については、予算との著しい乖離がある年度においては編成されている。

また、監査法人による会計監査は、監査計画にのっとり厳正に実施されており、定期的に監事と意見交換をするなど、監査法人と監事との連携も図られている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

- 4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価
- 4-1-② 自己点検・評価体制の適切性
- 4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学長を委員長とする自己点検・自己評価委員会及び委員会のもとに置かれた自己点検・自己評価専門部会は、学則第 2 条及び「西武文理大学自己点検・自己評価規程」に基づき、大学の使命・目的に即した自主的・自立的な自己点検・評価を実施している。

自己点検・評価の実施周期は定められていないが、全学的には平成 19(2007)年度、平成 20(2008)年度、平成 25(2013)年度、平成 26(2014)年度に実施されている。また、平成 24(2012)年度には社会連携に関する自己点検・評価を実施したほか、平成 25(2013)年度は看護学部単独の自己点検・評価を実施しており、大学が抱える重要課題に積極的に向合い改善を図る努力がなされている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

自己点検・評価を実施するに当たっては、複数の専門部会と各委員会が連携して現状把握のための調査とデータ収集・分析を行った上で、エビデンスに基づいた自己点検・評価を行っている。

平成 20(2008)年度の「西武文理大学 自己評価報告書」をホームページに公開して以降、自己点検・評価の報告書はホームページに掲載されていない。また、学内共有も一部の教職員にとどまっているが、平成 26(2014)年度より最新の報告書をホームページに掲載するとともに全教職員で学内共有する予定で、その準備を進めている。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準 4-3 を満たしている。

【理由】

「西武文理大学自己点検・自己評価規程」において、点検・評価結果及び改善案は所定の承認手続きを経た上で教職員への配付と学生への閲覧を行うことが定められており、更には各部局が改善に取組み、定期的な見直しを行うことも規定されている。

FD 委員会が主導して行った授業改善計画など、各委員会と各部局は自己点検・評価の課題に対する改善・向上方策に取組み、更にその結果を次の改善につなげており、自己点検・評価の結果を大学運営の改善・向上に反映させている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-1-① 大学施設の開放、公開講座、リフレッシュ教育など、大学が持っている物的・人的資源の社会への提供

A-2 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること

A-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されているか。

A-3 大学と地域社会との協力関係が構築されていること。

A-3-① 大学と地域社会との協力関係が構築されているか。

【概評】

大学の社会貢献活動として、社会連携を独自基準として設定し、特別講演会や各種教室、施設の開放など、地域社会に貢献するために大学が持つ物的・人的資源をさまざまな場面で提供している。「ヒューマンサービスセンター」によるボランティア活動支援は組織的な地域貢献として定着している。

開学以来、継続して実施されている特長的な教育実践であるインターンシップや施設実習においては、連絡会や報告会を行い、地域との相互理解と関係強化が図られている。また、三つの金融機関と産学連携協定を締結し、産学連携事業に取り組んでいるほか、「彩の国大学コンソーシアム」への加盟による単位互換制度や、産学連携協調学修型 PBL（「サービス・ラーニング」）などのユニークな取組みを実施しており、大学と企業、地域との適切な関係が構築されている。

地元埼玉県狭山市とは委員や講師の派遣だけでなく、「狭山市と西武文理大学とのさやま市民大学に関する覚書」を締結し、全学をあげて、「さやま市民大学」に協力している。また、平成 25(2013)年度より本格稼働した「ヒューマンサービスセンター」が窓口となり、地域に対する組織的な対応を可能としたことにより、地域と連携して「入間川七タプロジェクト」「狭山茶プロジェクト」「狭山台団地活性化プロジェクト」といった地域プロジェクトを実施するに至っている。

さらに、看護学部の発足により、健康支援やボランティアなど、学部の特色を生かして地域に対する健康支援を行うなど、大学と地域は密接な協力関係を築いている。

これらの活動を維持できるよう、外部資金などの継続的確保に努めるとともに、大学の地域貢献活動・社会連携事業を恒常的に実施できるような仕組みを大学の組織として構築し、地域との更なる密接な関係づくりが活性化されることを期待したい。

